

にいがた食の安全・安心サポーター設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、にいがた食の安全・安心条例（平成17年新潟県条例第81号）に基づき、食の安全・安心に関する情報を提供し関係者の相互理解を図るとともに、消費者の安全な食品の選択、食品関連事業者の高度な衛生管理の取組及びきこのによる健康被害防止に関する助言・指導を推進するため、有能な人材を募り、にいがた食の安全・安心サポーター（以下「サポーター」という。）として設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 委嘱等

- 1 サポーターは第3に掲げる対象者のうちから、知事が委嘱するものとする。
- 2 サポーターの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
なお、補充により委嘱したサポーターの任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 知事はサポーターに委嘱状を交付するものとする。
- 4 第2の2の規定にかかわらず、知事は、サポーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、任期中であってもこれを解嘱することができる。
 - (1) 活動及び目的達成に著しい問題がある場合
 - (2) 本人から解嘱の申し出があった場合

第3 サポーターの要件

次の各号の一に該当する者であって、第4に掲げる職務を遂行できる人格、教養及び識見を有し、かつ、当該職務に熱意のある者で、各地域振興局健康福祉（環境）部長から推薦があった者とする。

- (1) 食品衛生指導員として、最近5年以上、指導の実務に従事した経験を有する者
- (2) 食品衛生監視員として、10年以上、食品衛生の業務に従事した経験を有する者
- (3) 次に掲げる施設において、最近1年以上、HACCPシステムによる食品衛生管理の実務に従事した経験を有する者
 - イ 対EU輸出水産食品認定施設
 - ロ 対米輸出水産食品認定施設
 - ハ 総合衛生管理製造過程承認施設二 保健所長がイ、ロ又はハの施設と同等以上の食品衛生管理方式を導入していると認める施設
- (4) 保健所長が、食育や食の安全・安心に関わる豊富な識見を有すると認める者
- (5) 日本菌学会の会員又はそれと同等程度の能力を有する者でこの食・毒の鑑別ができる識見を有する者

第4 サポーターの職務

- 1 食品関連事業者を対象として、次の各号に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 公益社団法人新潟県食品衛生協会等の食品関係団体活動の支援
 - (2) 食品関連事業者への技術的助言・指導
- 2 地域住民を対象として、次の各号に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 地域における、食の安全・安心に関わる広報・啓発
 - (2) きのこの鑑別及びきのこ食中毒予防の啓発、指導
- 3 前各項に掲げる職務のほか、県が行う食の安全・安心に関わる事業に対し協力するものとする。

第5 守秘義務

サポーターは、第4に規定する職務を遂行する上で、知り得た秘密を漏らしてはならない。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく事業の実施に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月15日から施行する。

附 則（平成25年9月27日生衛第635号）

改正要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成30年6月1日生衛第279号）

改正要綱は、平成30年6月2日から適用する。